

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用することの保育料を**無償化**しています。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のこどもも対象になります。

## 認可保育所に在籍することについて

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでのこどもの保育標準時間  
又は保育短時間に係る保育料を無償化**しています。
- 延長保育料などの特別保育に係る費用、教材費、行事参加費、  
給食費などは、**無償化後も引き続き保護者負担**となります。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯及び  
在宅障がい者同居世帯又は55,700円未満世帯のこども及び第  
3子以降で一定の基準内にあるこどもは、副食費が免除となり、  
主食費のみ徴収となります。原則として対象者が何か手続きを  
する必要はありません。